

# 幼保連携型認定こども園 袋井市立若草こども園 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	袋井市
事業者の所在地	袋井市新屋1丁目1番地の1
事業者の連絡先	0538-44-3157
代表者氏名	袋井市長 大場 規之

### (2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	袋井市立若草こども園							
所在地	袋井市堀越766番地の1							
連絡先	(電話番号)		0538-42-2027		(FAX番号)		0538-42-2027	
施設長氏名	園長 山崎 るみ							
開設年月日	昭和33年11月							
利用定員	年齢区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	1号	30人	30人	30人	90人			
	2号	30人	30人	30人	90人			
	合計	60人	60人	60人	180人			
当園の基本理念・方針	<p>〈理念〉 主体的に生きる力の基礎を培い、心身ともにすこやかで、豊かな心を育む教育・保育をする。</p> <p>〈基本方針〉</p> <p>(1) 生きるための基礎となる力の育成 (2) 一人一人にとってふさわしい生活・発達の保障 (3) 袋井あやぐも学園の環境や人材を生かした特色ある園経営 (4) 人とのつながりの構築 (5) 安心・安全な園づくり</p>							

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	3, 442 m <sup>2</sup>
	園庭	710 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋造 2階建て
	延べ	873 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	6室	3歳(1階)、4歳(2階)、5歳(2階)
遊戯室	1室	
多目的室	2室	
職員室	1室	
給食受入室	1室	

### (5) 職員体制（令和6年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		園務をつかさどり職員を監督
教頭（主査）	1人	1人		園長を補佐し園児の保育をつかさどる
保育教諭	10人	10人		園児の発達を理解し保育を行う
保育補助員	7人		7人	一人一人に合った支援を行う
早番保育士	1人		1人	朝の延長保育を行う
遅番保育士	2人		2人	夕の延長保育を行う

通訳	1人	1人	外国人の通訳を行う(ポルトガル語)
		1人	外国人の通訳を行う (ベトナム語、教育保育課在籍)
事務員		1人	週2日(今井幼稚園在籍)
園務員		1人	週1~2日(袋井西幼稚園在籍)

**(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日  
【1号認定子ども(教育標準時間認定)】**

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		
保育時間	教育標準時間	午前 8時30分~午後 2時00分(5.5時間)	
預かり保育	保育時間	朝: なし 月曜日から金曜日: 終業時間から午後5時00分まで ※実施しない日もあり ※長期休業…午前8時30分から午後5時00分まで (実施除外期間あり) 【年間預かり】 450円/回 ※施設等利用給付認定(新2号認定)を受けている人は無償 ・おやつ代 1,000円/月(無償化対象外) 【一時預かり】 450円/回 ※施設等利用給付認定(新2号認定)を受けている人は無償 ・おやつ代60円/回(無償化対象外) 土曜: なし	
		休業日	
	日曜日・土曜日・祝日		
	年末・年始(12月27日~1月4日)		
	夏季(7月18日~8月31日)		
	冬季(12月20日~1月7日)		
	春季(3月18日~4月3日) 予定		

**【2号認定子ども(保育認定)】**

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前 7時15分~午後 6時15分(11時間)	
	保育短時間	午前 8時30分~午後 4時30分(8時間)	
延長保育	保育標準時間	朝: なし 夕: 午後 6時15分~ 午後 7時00分	
	保育短時間	朝: 午前 7時15分~ 午前 8時30分 夕: 午後 4時30分~ 午後 7時00分	
開所時間	月~金曜日	午前 7時15分~ 午後 7時00分	
	土曜日	午前 7時15分~ 午後 7時00分	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始(12月27日~1月4日)		

※18:15以降は、15分毎に50円の料金がかかる。

**(7) 利用料等 ※R7**

利用者負担(月額)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
上乗せ徴収			
実費徴収	給食費(幼児部)	月額 4,000円	4~1月定額 2月精算
	給食費(保育部)	月額 6,500円	4~1月定額 2月精算
	副食費免除者の主食費(幼児部)	一食 30円	
	副食費免除者の主食費(保育部)	月額 630円	

その他	PTA 会費	月額 400 円	
	教材費	月額 1,000 円	

### (8) 支払方法

口座振替を御利用いただきます。

### (9) 提供する特定教育・保育の内容

<園経営目標> 安心できる・信頼される 若草こども園  
 地域、保護者、幼児から信頼され、安心して生活ができる魅力あるこども園を目指します。  
 <園目標> 元気な体 優しい心 頑張る力  
 こども園での遊びや生活の中で、友達や保育教諭等とのかかわりを持ちながら、元気いっぱい遊び、優しい心でいろいろなことに挑戦し、最後まで頑張ることができる子になってほしい。

### (10) 年間行事予定

月	行事内容
4	入園式 始業式 身体測定 わかくさっこ自由参観 PTA 委員会 PTA 総会(紙面) わかくさっこ相談(毎月30日 希望制)
5	年少対象引き渡し訓練 交通安全教室(中)
6	内科検診 プール開き 歯科検診 起震車訓練(長)
7	七夕会 保育参加会・懇談会 栄養講座(少) なつのお楽しみ会 PTA 委員会 終業式
9	始業式 身体測定 プール納め 交通安全教室(年少)
10	交通安全教室(中・長) わかくさっこフェスタ(運動会) 園外保育 内科検診 園外引き渡し訓練(アプリ)
11	親子ウォークラリー(長のみ) わかくさっこ自由参加会(祖父母) 作法講座(中) 卒園記念撮影(年長)
12	年越しの会 保育参加会・懇談会 PTA 委員会 終業式
1	始業式 身体測定 わかくさっこ自由参加会(父親対象) 交通安全教室(長)
2	節分 保育参加会・懇談会 入園説明会 PTA 新旧引継会 ありがとうの会
3	ひなまつり 用品販売 修了式 卒園式

### (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】施設の管理者が定めた選考方法による 【2号認定子ども】市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登降園については、必ず保護者が責任をもって行う。 ・朝のお子様の体調を確認してから登園させる。登園後 37.5℃以上熱がある場合は園から連絡をする。 ・感染症等の場合は、医師の許可を得てから登園させる。

### (12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	からし種診療所
医院長名	丹羽 弘喜
所在地	袋井市萱間1305
電話番号	0538-30-7080

### (13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	吉田歯科医院
医院長名	吉田 充
所在地	袋井市愛野東1丁目14-2 パローレ1階
電話番号	0538-45-0308

### (14) 緊急時における対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行う。また、必要に応じて救急車を要請する。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	袋井消防署
所在地	袋井市国本2907
電話番号	0538-44-5111

#### 【管轄する警察署】

警察署名	袋井警察署
所在地	袋井市新屋2-4-5
電話番号	0538-41-0110

### (15) 非常災害対策

防火管理者	山崎 るみ
消防計画届出年月日	令和7年4月1日
避難訓練	南海トラフ地震を想定した避難訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、非常警報装置、消火器、ガス漏れ警報器
避難場所	袋井市立袋井北小学校
緊急時の連絡手段	防災無線 ルクミー（アプリ） メローねっと

### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	山本 恵理子	教 頭
相談・苦情解決責任者	山崎 るみ	園 長
第三者委員	孕石 信仁	民生・児童委員(地区会長・理事) 42-6810
	安間 和由	袋井北コミュニティセンター長 43-3387

#### 【要望・苦情等への対応方法】

面接、電話、文書等により相談、苦情を受け付けます。

### (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険株式会社、日本スポーツ振興センター
保険の内容	PTA 団体傷害保険、PTA 賠償責任保険、園児災害賠償保険
保険金額	別紙規定による

### (18) 個人情報の取り扱い

当園では個人情報保護の観点から、園だよりやホームページ、ルクミー（ドキュメンテーション）への写真掲載について保護者からの承諾書をいただいている。承諾を得られないお子さんについては配慮をする。

### (19) その他保護者に説明すべき事項

当園ではPTA活動を行っている。

## 重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 幼保連携型認定こども園  
袋井市立若草こども園

説明者 園長 山崎 るみ

私は、本書面に基づいて、袋井市立若草こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

保護者住所	
保護者氏名	
児童との続柄	
児 童 名	
児 童 名	
児 童 名	